

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
熊本市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
熊本市長

公表日
令和1年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)及びその他関係法令に基づき、児童手当又は特例給付の認定及び支給に関する事務を行う。 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童手当受給資格及び手当額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
③システムの名称	1 児童手当システム 2 庁内連携システム 3 団体内総合宛名システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第1 56 市町村長(子どものための手当の支給に関する法律(昭和46年法律第73号)第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の内容)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(74、75の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局子ども未来部子ども支援課
②所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市健康福祉局子ども未来部子ども支援課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2158

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月30日	I 5①部署	①健康福祉子ども局子ども支援課	①健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年8月30日	I 5②所属長	②子ども支援課長 江 幸博	②子ども支援課長 池田 賀一	事後	所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年8月30日	I 7請求先	熊本市 総務局 法制課 市政情報プラザ	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年8月30日	I 8連絡先	熊本市 健康福祉子ども局 子ども支援課	熊本市 健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年8月30日	II 1いつ時点の計数か	平成26年5月31日 時点	平成29年8月30日 時点	事後	
平成29年8月30日	II 2いつ時点の計数か	平成26年5月31日 時点	平成29年8月30日 時点	事後	
平成30年8月9日	I 5②所属長	②子ども支援課長 池田 賀一	②子ども支援課長 松井 誠	事後	所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年8月9日	II 1いつ時点の計数か	平成29年8月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年8月9日	II 2いつ時点の計数か	平成29年8月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年6月26日	I 5 ②所属長	子ども支援課長 松井 誠	子ども支援課長	事後	新様式への変更
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	IV追加	事後	新様式への変更